

## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：人事・恩給局総務課

施策名	国家公務員の人事管理の推進	政策体系上の位置付け (行政改革・行政運営) 政策 1
施策の概要	<p>国家公務員給与・退職手当制度の運営・改善を図るとともに、適切な人事管理を推進する観点から、能力・実績主義を重視した人事運用、多様な人材の確保・活用、高齢化への対応と適切な退職管理、職員の服務規律の確保、労働時間短縮に取り組んでいる。</p> <p>加えて、職員の能力開発・啓発、福利厚生や労務管理の充実を図っている。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>あらかじめ目標(値)を設定した指標については進展が見られ、また、参考となる指標等についても、それぞれ着実に実施されていることから、全体として、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性)</p> <p>例えば以下のように、各施策の必要性が認められる。</p> <p>[高齢化への対応と適切な退職管理の推進] 総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されており、こうした取り組みの必要性が認められる。</p> <p>(有効性)</p> <p>例えば以下のように、各施策の有効性が認められる。</p> <p>[能力・実績主義を重視した人事運用の推進] 人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであることから、その評価手法は信頼性の高いものとなるよう制度構築する必要がある。そのため数次に亘る試行を行い、その結果を検証する必要があることから、平成 19 年度においては、本府省の課長以下の職員を対象とした第 2 次試行を円滑に実施し、検証を行ったところ、アンケート、データ分析ともに、評価手法の有効性等が概ね実証された。</p> <p>(効率性)</p> <p>例えば以下のように、各施策が効率的に実施されている。</p> <p>[制度の運営・改善] 国家公務員の退職手当調査については紙媒体から電子データへの移行を進め、必要最小限の所要経費で効率的に実施するように努めている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>国家公務員の人事行政に対する国民各層からの様々なご指摘、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、今後の施策の方向性について検討を行う必要がある。</p> <p>また、既存の個別事業については、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、その効果及びこれに要する費用等を考慮して、廃止も含めた見直しを行い、質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼を確保、公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上といった基本目標の実現を図る必要がある。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国家公務員I種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合	30%	22年度	「男女共同参画基本計画」（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	21.5% （64名／ 298名中）	22.4% （66名／ 295名中）	25.1% （74名／ 295名中）
国家公務員の配置転換の人数	704人	19年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成18年6月30日閣議決定。22年度までに2,908人が配転の見通し）を着実に達成し、国家公務員の定員純減が円滑に行われているか。	— （取組開始前）	748人（内定数。平成19年4月1日実施）	783人（内定数。平成20年4月1日実施）

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<p>公務員制度のあり方を原点に立ち返って見直す必要があります。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいります。</p> <p>国民への奉仕者である国家公務員の一層の綱紀粛正と倫理の向上を徹底します。</p>
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<p>4. 公務員制度改革</p> <p>戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。</p>	



## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評

価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：行政評価局総務課

施策名	行政評価等による行政制度・運営の改善	政策体系上の位置付け
		(行政改革・行政運営) 政策 3
施策の概要	<p>1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進する。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施 総務省における制度の推進及び全政府的見地からの評価の実施を通じて、評価の質の向上、予算要求等政策への反映、関係府省における政策の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、迅速かつ的確な実施を通じ、勧告等に基づく行政制度・運営の見直し・改善が図られている。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率が例年 90%を超えているほか、あっせん以外にも関係機関等に相談内容を通知・連絡することなどにより行政制度・運営の改善を推進している。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、処理件数を飛躍的に増大させており、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっている。しかしながら、審議の公平性を確保しつつも、更なる処理の推進が必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施 政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠。 また、国の行政全般について国民からの苦情等を広く受け付け、中立・公正な立場からその解決等を図る機能は必要不可欠。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、安倍総理大臣（当時）の指示によるものであり、同様の役割を果たし得る機関が他にはないこと、多数の申立てがあること等に鑑みれば、本政策は必要不可欠。</p> <p>(有効性)</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施 各府省における政策評価の質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映は着実に進展しており、有効性が認められる。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、平成 19 年度に受理した「その後の改善措置状況」において、指摘事項の 97.0% は既に改善措置が採られるなど、各府省における行政制度・運営の改善が図られていることから、有効性が認められる。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率は 90%を超えており、有効性が認められる。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、困難かつ経験のない業務を短期間に、様々な構成員からなる体制で処理しているにもかかわらず、業務を体制整備と習熟度の向上に伴い月ごとの処理件数を飛躍的に増加させてきており、有効性はあると考える。</p> <p>(効率性)</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施 総務省が行った統一性・総合性確保評価については、18 年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、18 年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、一層の効率性の向上が必要。 また、行政相談については、行政相談委員の活用等、国民にとって簡易・迅速な様々な方法で受け付けて</p>	

おり、その内容に応じ処理されている。  
 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、第三者委員会における月ごとの処理件数は飛躍的に増加してきており、体制整備と習熟度の向上により、効率性も徐々に高まってきていること、他の合議制の審査機関で、これほどの件数を処理しているものはないこと、行政不服審査に比べて簡素な手続で対応可能であることから効率性が認められる。

(反映の方向性)

- 1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施
  - ・重要対象分野の的確な選定及び各府省における評価の実施の推進。
  - ・規制の事前評価の円滑な実施の推進及び質の向上。
  - ・客観性担保評価活動について、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化。
  - ・統一性・総合性確保評価について、取りまとめの迅速化を図るため、調査効率の向上を図る。
- 2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進
  - ・行政評価・監視については、取りまとめの一層の迅速化を図るため、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討。
  - ・行政相談制度については、迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援を行うための体制強化、効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実。
  - ・年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。また、平成20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終える。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

—

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日 閣議決定	第3章 21世紀型行財政システムの構築 3. 予算制度改革 (4) 政策評価の機能の発揮 平成19年末から（略）経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。
	規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日 閣議決定	II 19年度重点計画事項 1 横断的制度 (1) 規制の横断的評価・見直し ④ 規制影響分析（R I A）の幅広い実施 イ（略）総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。 ウ R I Aの実施に当たっては、（略）総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したR I Aを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日 閣議決定	第4章 持続的で安心できる社会の実現 4. 質の高い社会保障サービスの構築 iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。
	年金記録問題に関する今後の対応	平成20年1月24日 年金記録問題に関する関係閣僚会議	4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化 (1) 当面の審議の促進 年金記録確認第三者委員会においては、（略）体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。（略） (2) 本年4月以降の取組み 上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。 また、本年4月以降に申し立てられる事案については、（略）申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

### 【政策3】行政評価等による行政制度・運営の改善

#### 基本目標

公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現の推進

政策評価制度の推進、行政評価・監視の実施、行政相談制度の推進等により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。

特に、19～20年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。

#### 効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任の徹底、行政の制度・運営の見直し

各府省による、評価の実施及び質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映

参考指標:

- 重要対象分野に係る政策評価の実施の状況
- 政策評価の質の向上の状況
- 政策評価結果の予算要求等 政策への反映の状況
- 規制の事前評価の円滑な実施の推進の状況
- 総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善の状況

関係府省による政策への反映  
(政策の見直し・改善)

参考指標:

- 総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況

関係府省の行政運営の見直し・改善

参考指標:

- 行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況
- 苦情あわせん等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況

年金記録の訂正による国民の正当な権利の実現等

参考指標:  
行政評価等についての国民への周知の一層の促進の状況

国民の行政評価等(政策評価、行政評価・監視及び行政相談)に関する認知度の向上

政策評価制度の事務の総括

- 重要対象分野の選定とその評価の実施の推進
- 規制の事前評価の実施の推進
- 政策評価結果の予算要求等への的確な反映の推進
- 政府全体の政策評価実施状況等の取りまとめ・公表
- 政策評価の基盤整備

府省の枠を超えた全政府的見地からの評価の実施

- 統一性総合性確保評価活動
- 客観性担保評価活動

各府省の業務の実施状況等を調査

参考指標:

- 国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施の状況

苦情等を受け付け、その迅速・的確な解決を図るための活動を実施

- 行政相談活動、行政相談委員活動についての周知
- 相談窓口体制の整備
- 苦情あわせん等による行政相談の解決の促進

年金記録に関するあわせん等の実施

参考指標:

- 年金記録確認第三者委員会による年金記録の訂正に関するあわせん案等の審議の状況

#### 下位レベルの施策

政策評価制度の推進

(政策評価官室)

評価専任組織としての政策評価の実施

(総務課審議室)、(担当室)

行政評価・監視の実施

(総務課調整)、(担当室)

行政相談制度の推進

(行政相談課)、(年金記録確認第三者委員会)

## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名： 自治行政局自治政策課他 4 課室

施策名	地域振興	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 5
施策の概要	<p>ア 地方公共団体の地域づくりの支援</p> <p>地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。</p> <p>イ 地方公共団体の国際化施策の推進</p> <p>外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JET プログラム」）を実施している。また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。</p> <p>ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI 事業の支援）</p> <p>中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、総務省では、地方公共団体が PFI 事業を円滑に実施できるようにするため、地域振興課を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。</p> <p>エ 過疎地域の自立促進</p> <p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域（過疎地域）とその他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号、以下「過疎法」という。）に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進</p> <p>辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号、以下「辺地法」という。）に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>(平成 19 年度予算額) 726 百万円</p>	
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成 19 年度は既存の事業について、継続的に、地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組んできたところであり、指標等を</p>	

みると総務省が実施した施策については一定の有効性等があったといえる。

しかしながら、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保をさらに推進するために、地方公共団体のニーズ等を的確に把握することにより、このような取組を推進する必要がある。

(必要性)

地域づくりは、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備事業に対し、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置等を行うことは、地域の活性化のために必要である。

(有効性)

地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対する総務省の情報提供や助言、財政措置等の取組については、概ね有効性が認められる。例えば、過疎地域の自立促進がなされているかについて見ると、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成18年度時点で都道府県47%、市町村28%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められるなど、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に、一定の成果をあげてきたという施策の有効性が認められる。

(反映の方向性)

総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。

しかしながら、平成20年施政方針演説において、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を政府一体となって強力に後押しするという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

**後期（平成17年度～平成21年度）過疎地域自立促進計画の進捗率**

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域自立促進計画の進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画(平成17～21年度)に基づく事業の実施が着実に行われているか。	都道府県 24% 市町村 14%	都道府県 47% 市町村 28%	集計中

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会 総理施政方針演説	平成20年1月18日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年11月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。

# 政策5 地域振興

基本目標 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う  
 地方公共団体を支援する。

## 地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保

### 地域の活性化・国際化

### 過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正

地方公共団体が  
行う地域活性化  
事業の推進

地域の活性化を  
実現するための取組  
を支援するための  
財政措置

参考指標：循環型社会  
形成事業の活用状況、  
少子・高齢化対策事業の  
活用状況、地域資源活用  
促進事業の活用状況

・地域レベル  
の国際交流  
の推進  
・外国語教育  
の充実

JETプログラムの推進  
参考指標：  
JETプログラムの  
招致者数及び  
招致国数

地域における多  
文化共生の  
推進

多文化共生  
推進プラン  
の普及  
参考指標：  
「地域における  
多文化共生推  
進プラン」の  
普及の状況

・中心市街地の活性化  
・利用者に安く喜ばれる  
施設の提供

・中心市街地活性化  
のための施設整備  
等の推進  
・効果的かつ効果的  
な公共施設等の整  
備の促進  
参考指標：中心市街地  
活性化に係る一般事業  
債の利用状況、PFI研修  
会の状況、地方公共団  
体におけるPFI事業の実  
施方針公表数の推移

過疎地域とその他の  
地域における  
地域格差の是正

・過疎対策事業の実施  
参考指標：後期過疎地域自立促進計画  
の進捗率  
参考指標：過疎対策事業により整備  
した交流施設の利用者数、過疎地域  
集落再編整備事業によって整備した  
定住団地等の整備状況  
・過疎対策のための調査研究  
参考指標：都市から地方への移住・  
交流の促進に関する調査の状況

辺地要件の  
解消  
指標：辺地数の減少

地方財政  
措置の実施

地方公共団体  
の地域づくり  
の支援

(自治政策課)

地方公共団体の  
国際化施策の推進

(国際室)

地方公共団体  
が実施する地域  
振興施策の推進

(地域振興課)

過疎地域自立促進  
計画の実施

(過疎対策室)

辺地に係る  
公共的施設の  
総合整備の  
促進

(財務調査課)

## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：自治財政局財政課他 3 課室

施策名	地方財源の確保と地方財政の健全化	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 6
施策の概要	地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方行財政の健全化を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>一般財源総額を確保するとともに、財源不足分については補てん措置を講じ、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。また、地方交付税の算定項目を平成 19 年度において 3 割削減するなど算定方法の簡素化・透明化が進展した。さらに、公債費負担の適正化も進展した。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。</p> <p>② 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。</p> <p>③ 引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めるとともに、財政健全化法に基づき、わかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより、財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「地方再生対策費」の創設などにより、地方財政計画の規模は前年度に比べ 2,753 億円の増となったが、厳しい地方財政の現状等を踏まえ「地方再生対策費」を除くと前年度 0.2%の減に抑制した。この結果、地方財源の確保・保障がなされることになり、地方財政計画の策定について一定の有効性が認められる。</p> <p>② 地方交付税の算定項目については平成 19 年度において約 3 割削減され、引き続き平成 20 年度においても簡素化を進めることから、算定方法の簡素化・透明化が進展した。このため、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。</p> <p>③ 平成 19 年度において公債費負担適正化計画の完了を予定していた 2 団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>交付税の算定の簡素化・透明化により、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 平成 21 年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進する。</p> <p>② 地方交付税については、引き続き、所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う。</p> <p>③ 地方財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の開示を徹底すること等により、地方公共団体の財政の健全化を推進する。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

参考となる指標	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地方財政計画の規模	83 兆 1,508 億円	83 兆 1,261 億円	83 兆 4,014 億円
一般財源比率	66.6%	68.1%	68.4%
地方債依存度	13.0%	11.6%	11.5%
借入金残高	200 兆円	199 兆円	197 兆円
地方債計画の規模	13 兆 9,466 億円	12 兆 5,108 億円	12 兆 4,776 億円

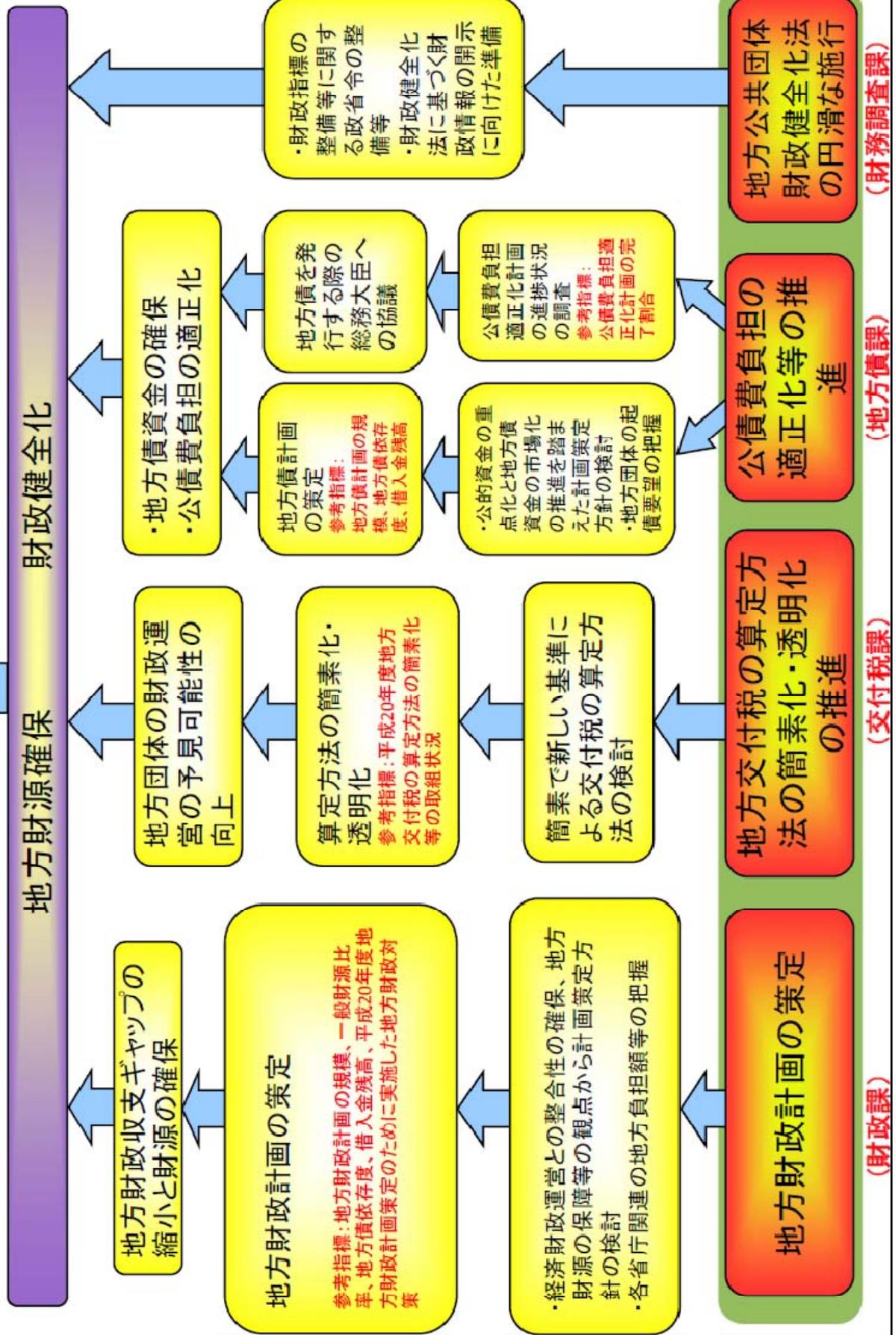
※参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）	経済財政改革の 基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>第 3 章 21 世紀型行財政システムの構築</p> <p>1. 歳出・歳入一体改革の実現</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針 2006」で示された 5 年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。</p> <p>8. 地方分権改革</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p>

# 政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化

基本目標 地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。

## 地方財源の確保と地方財政の健全化



## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：自治税務局企画課総務室他 5 課室

施策名	分権型社会を担う地方税制度の構築	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 7
<b>施策の概要</b>	<p>平成 20 年度地方税制改正については、まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとした。</p> <p>また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における寄附金税制について、都道府県や市区町村の条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入や地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等を行うこととした。</p> <p>この他、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の期限延長、公益法人制度改革への対応など、税制上の所要の措置を講じた。</p>	
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成 20 年度地方税制改正における地方法人特別税等の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。</p> <p>しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況であり、今後とも、分権型社会を担う地方税制度の構築に向けた取組を一層強化する必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子・高齢化の急速な進展に伴い、地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれていることから、地域福祉の充実に要する財源を安定的に確保するために、総務省として更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成 20 年度地方税制改正については、地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。</p> <p>(効率性)</p> <p>政策評価と非課税等特別措置の連携強化による各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化、政府広報の活用等、関係省庁との連携による税務広報の効率化が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保するため、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。</p>	

	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、</li> <li>・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、</li> </ul> <p>等を目指す。</p>		
<p>関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第 169 国会における 福田内閣総理大臣施 政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>（国民の信頼を取り戻す行財政改革） 地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があります。これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保してまいります。 （給付を受ける側に立った社会保障制度の再構築） 消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。 （活力ある地方の創出） 法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分します。今後、税体系の抜本的改革に結び付けていきたいと思っております。</p>
<p>経済財政改革の基本 方針 2007～「美しい 国」へのシナリオ～</p>	<p>平成19年6月19日 （閣議決定）</p>	<p>2. 税制改革の基本哲学 （実現すべき6つの柱） （5）真の地方分権の確立 ・ 財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。 ・ 法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。</p>	

## 政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

### 基本目標

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

具体的には、

- ・当国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実すること
- ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること等を目指す。

## 分権型社会を担う地方税制度の構築

### 地域福祉の充実等に要する財源の安定的確保

#### 地方税の充実

参考指標：国・地方の財源配分、国民負担率の内訳の国際比較

#### 地方間の税収格差の縮小

参考指標：地方税収の人口一人当たり税収額指数

#### 地方税の税収の安定性の確保

参考指標：地方税収の推移、歳入総額に占める地方税の割合の推移、都道府県税及び市町村税の税収構成比

#### 納税環境の整備、徴収体制の強化

参考指標：地方税の滞納額(累計)の推移

### 地方税法等改正

参考指標：地方税制改正の概要

税制調査会等における「あるべき税制」の実現に向けた議論

税制改正要望ヒアリングの実施(地方自治体からの要望を含む)

経済社会の構造変化に対応した税制の検討

海外の地方税等調査の実施

税務広報の実施、税務統計の実施

下位レベルの施策

### 毎年度の地方税制度の見直し

(企画課) (総務室) (都道府県税課) (市町村税課) (固定資産税課) (資産評価室)

## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：自治行政局選挙部管理課 他 2 課

施策名	選挙制度等の適切な運用	政策体系上の位置付け
		(選挙制度等) 政策 8
施策の概要	<p>社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対して調査検討を行い、その結果等を踏まえ、所管法令の整備を図ることによって、国民主権主義に則した選挙制度の確立を図る。</p> <p>選挙等の管理執行に関する統計調査等を行うことにより、選挙等の管理執行に関する問題を把握し、問題を検証することで選挙等の管理執行体制の改善を図るとともに、調査結果を踏まえた投票参加の呼びかけや制度周知により、自発的な投票参加の向上及び選挙違反の排除に努め、もって公明かつ適正な選挙執行の実現を図る。</p> <p>政治資金収支報告書の公表等の実施により、政治活動に関する国民の不断の監視と批判を可能ならしめ、政治資金の透明性確保を図る。</p> <p>以上により、民主政治の健全な発達を実現するものである。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>① 国民主権主義に則した選挙制度の確立について</p> <p>「首長の多選問題に関する調査研究会」及び「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」を立ち上げ、報告書が取りまとめられたことにより、各方面からの指摘等を踏まえて所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができ、有効性等が認められる。</p> <p>② 公明かつ適正な選挙執行の実現について</p> <p>参議院議員の任期満了が平成 19 年 7 月 28 日に到来することに伴い、第 21 回参議院議員通常選挙を執行し、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られつつ、滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性等が認められる。</p> <p>③ 政治資金の透明性確保について</p> <p>政治資金収支報告書の定期公表時における収支報告書の提出率については、平成 17 年度から平成 19 年度の 3 年間、例年と同水準の 80% 台を確保しており、有効性等が認められる。</p> <p>(必要性)</p> <p>選挙人が選挙人の自由意思に基づいて公明かつ適正に選挙を行えること及び政治活動の公明と公正を確保することとなるため、民主政治の健全な発達に必要不可欠な施策である。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 国民主権主義に則した選挙制度の確立について</p> <p>平成 18 年中に相次いだ都道府県知事の不祥事を背景に地方公共団体の長の多選制限の議論における憲法論に焦点を当て調査研究を行う「首長の多選問題に関する調査研究会」及び平成 19 年 4 月に行われた統一地方選挙における各方面からの指摘を背景に補充立候補の届出期間や決選投票制度等のあり方について検討する「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」をそれぞれ発足させ、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたため、有効性が認められる。</p> <p>② 公明かつ適正な選挙執行の実現について</p> <p>第 21 回参議院議員通常選挙においては、投票用紙計数機等の選挙用電子機器の活用による選挙の管理執行の効率化や、期日前投票所の増加、バリアフリー対策を必要とする施設の減少</p>	

といった選挙人の利便性の向上が図られつつ、管理執行上問題となった事例も60～80件台で推移しているが滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性が認められる。

また、様々な要因によって左右されるものであるが、投票率についても前回、前々回の通常選挙を上回った。

③ 政治資金の透明性確保について

政治資金収支報告書の定期公表時（総務大臣は、特別な場合を除き、政治資金収支報告書が提出された年の9月30日までに公表するものとされている。）における収支報告書の提出率については、平成17年度から平成19年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保することで政治資金の透明性確保に寄与しているため、有効性が認められる。

(効率性)

参議院議員通常選挙の執行経費の基準となる「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」改正を行い、地方公共団体委託費について約30.5億円（前回基準比 5.5%減）の節減を図った。

(反映の方向性)

投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

該当無し

関係する	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	<div data-bbox="587 1218 1026 1323" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>該当なし</p> </div>		

# 政策8 選挙制度等の適切な運用

基本目標

民主政治の健全な発達

選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。

国民主義に則した選挙制度の確立

公明かつ適正な選挙執行の実現

政治資金の透明性確保

所管法令の整備

選挙違反の防止

自発的な投票参加の向上

選挙等の管理執行体制の改善

政治活動に関する国民の不断の監視と批判

社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対する調査検討  
参考となる指標  
 ・選挙制度の調査状況等

選挙等の管理執行に関する統計調査等による現状把握  
参考となる指標  
 ・在外選挙人名簿登録者数  
 ・国内投票率、在外投票率、年齢別投票率  
 ・選挙の管理執行状況

投票参加呼びかけ

選挙等の管理執行に関する問題の検証

政治資金収支報告書の公表等の実施  
参考となる指標  
 ・政治資金収支報告書の公表状況等

下位レベルの施策

選挙制度等に係る調査研究

選挙等の管理執行及び普及宣伝

政治資金・政党助成制度の適切な運営

(選挙課)

(管理課)

(政治資金課)

## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：行政管理局行政情報システム企画課、  
自治行政局地域情報政策室

施策名	政策体系上の位置付け	
	(電子政府・電子自治体) 政策 9	
施策の概要	<p>○電子政府の推進</p> <p>「電子政府推進計画」(平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成 19 年 8 月 24 日一部改定)等に基づき、国民の利便性・サービスの向上及び IT 化に対応した業務改革を目指すものである。</p> <p>(ア) 国民の利便性・サービスの向上</p> <p>「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定)で掲げた「オンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」との目標を達成するため、各府省において、年間申請等件数の多い(年間 10 万件以上)手続を中心とした 165 手続を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいて、集中的にオンライン利用の促進を図るものである。</p> <p>(イ) IT 化に対応した業務改革</p> <p>行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的・横断的に推進するため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を策定の上、業務・システムの最適化に取り組むものである。</p> <p>○電子自治体の推進</p> <p>「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の取組が国における電子政府構築の取組と歩調を合わせて実施されるよう、制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実にやっていく。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>○電子政府の推進 (総合的評価)</p> <p>全体としてオンライン利用率の水準は依然として低く、また、年間を通じてオンライン申請が一件も利用されていない手続が全体の約半数を占めているなど、より国民の視点に立って使い勝手がよく、利便性を国民が実感できるアプローチが必要とされている。更なる効果を上げるため、取組の一層の強化が必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>オンライン利用率は上昇傾向にあるものの、19 年度実績で約 20% (精査中) と依然として低調であることから、利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できるよう、取組の一層の強化が必要である。</p> <p>また、小さな政府の実現に向けて、業務見直しやシステムの集中化などによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した業務・システム最適化計画が平成 19 年度末現在 84 分野で策定されており、同計画の実施や評価など PDCA サイクルを通じた取組の更なる推進が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にあり、また、下記のとおり一定の効果が発現してはいるものの、19 年度のオンライン利用率は約 20% (精査中) と依然として低調であり、取組の一層の強化が必要な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に対する申請・届出等手続のうち、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成 19 年 3 月改定)における利用促進対象 165 手続について、平成 19 年度の実績をみるとオンライン利用率は約 22% (精査中) となっており、同年度のオンライン利用率の目標 22% を達成している。</li> <li>・電子政府の総合窓口 (e-Gov) 全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移しており、平成 19 年度実績においては前年の 1.4 倍の 5,000 万件超となっている。</li> <li>・84 分野の業務・システム全体について、最適化計画においては、経費削減効果約 1,200 億円と試算しているが、平成 18 年度においては (平成 19 年度実績は集計中)、経費削減</li> </ul>	

効果が約 271 億円と当初見込んでいた約 258 億円を超える効果を上げている。

**(効率性)**

C I O 補佐官等連絡会議や PMO 制度を通じて、外部の専門家の知識を活用しつつ情報の集約化・共有化を図ることで、政府全体として効率的に最適化に取り組んでいるところである。

**(反映の方向性)**

「IT 政策ロードマップ」(平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定) 別添の「国の行政手続のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、新たな目標を設定するとともに、各手続ごとに添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた政府全体としての行動計画を本年 8 月末までにとりまとめ、今後はこれに基づき、オンライン利用促進方策を積極的に推進していく。

最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、これらを含めた全体の PDCA サイクルを通じて、政府全体として、業務やシステムの見直し、効果の早期発現を推進する。

**○電子自治体の推進**

**(総合的評価)**

公的個人認証サービスの利用促進、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等について、指標の状況や総務省の取組を分析した結果、一定の有効性等があったと認められる。

今後、電子自治体の推進のために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、費用対効果等に配慮しながら、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援の一層の強化が必要である。

**(必要性)**

電子自治体を推進するにあたっては、現在、地方公共団体において電子化の整備や業務・システムの効率化、情報漏洩などへの対策の実効性が十分とはいえず、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないといった課題がある。

総務省ではこれに対応するため、平成 19 年 3 月に策定した「新電子自治体推進指針」に基づき、2010 年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現するために、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化などを重点的に取り組み、また、情報セキュリティ対策の強化などによる信頼性・安全性の確保を推進することによって、地方公共団体の情報化の推進を実施していく必要がある。

**(有効性)**

行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、信頼性・安全性の確保について、オンラインの利用促進、共同アウトソーシング等の推進状況、住基ネットの利用状況とこれによる事務の効率化、地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進状況等を見ると、概ね有効性があったと認められる。

例えば、総務省では、公的個人認証に対応した電子申請システムについて、利用促進を図るために、信頼性の確保及び利便性の向上のための取組を平成 19 年度においても引き続き実施したところであり、指標「市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率」を見ると、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は、平成 19 年度 32.8%と前年より進展していることから一定の有効性が認められる。

**(効率性)**

総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針(平成 19 年 3 月 20 日)」等を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。

また、平成 19 年度において、電子自治体に関連する事業のうち、政府方針や地方公共団体の現状に鑑みて、「地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発」については、費用対効果が見込まれない事業の廃止を行ったところである。

**(反映の方向性)**

自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、政府方針等を踏まえ、地方公共

団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえることから、引き続き推進していく必要がある。今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

基本目標	主な指標	目標値	目標年度	17年度	18年度	19年度	基本目標・指標の設定根拠・考え方
電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る。	国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率	50%以上	22年度	11.3%	15.3%	約20% (精査中)	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取り組みの状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用率などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度は「IT新改革戦略」に基づくものである。
	電子政府の総合窓口（e-Gov）	—	—	約2,700万件	約3,700万件	約5,200万件	
	最適化計画の策定状況	—	—	最適化計画76分野を策定済	最適化計画83分野を策定済	最適化計画84分野を策定済	
	調達指針に基づき、各府省の調達計画書及び調達仕様書について助言等のモニタリングを行った件数	—	—			26件	
行政分野へのITの活用とこれに併せた業務や制度の見直しを進め、国民の利便性及びサービスの向上と行政運営の簡素化、効率化を図る。	地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率（電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係る利用率）	50%	22年度	11.3%	17.5%	集計中	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである。
	市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	—	31.5% (都道府県は100%を達成)	32.8% (都道府県は100%を達成)	

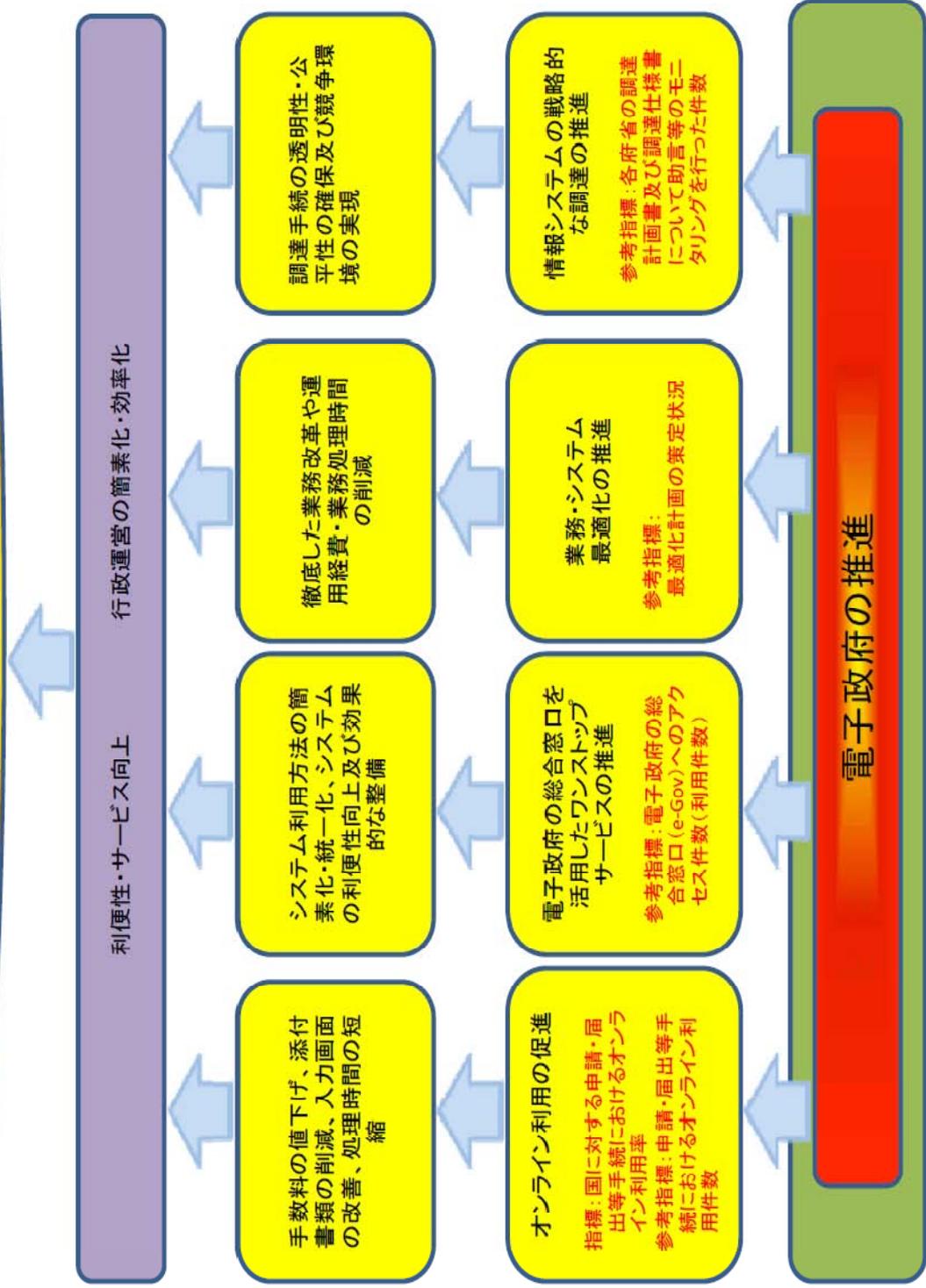
関係する施政方針	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第169回国会 総理施政方針演説	平成20年1月18日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年11月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。

# 政策9 電子政府の推進

## 基本目標

電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく、利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る

利便性を実感できるサービスの実現、簡素で効率的な政府の実現

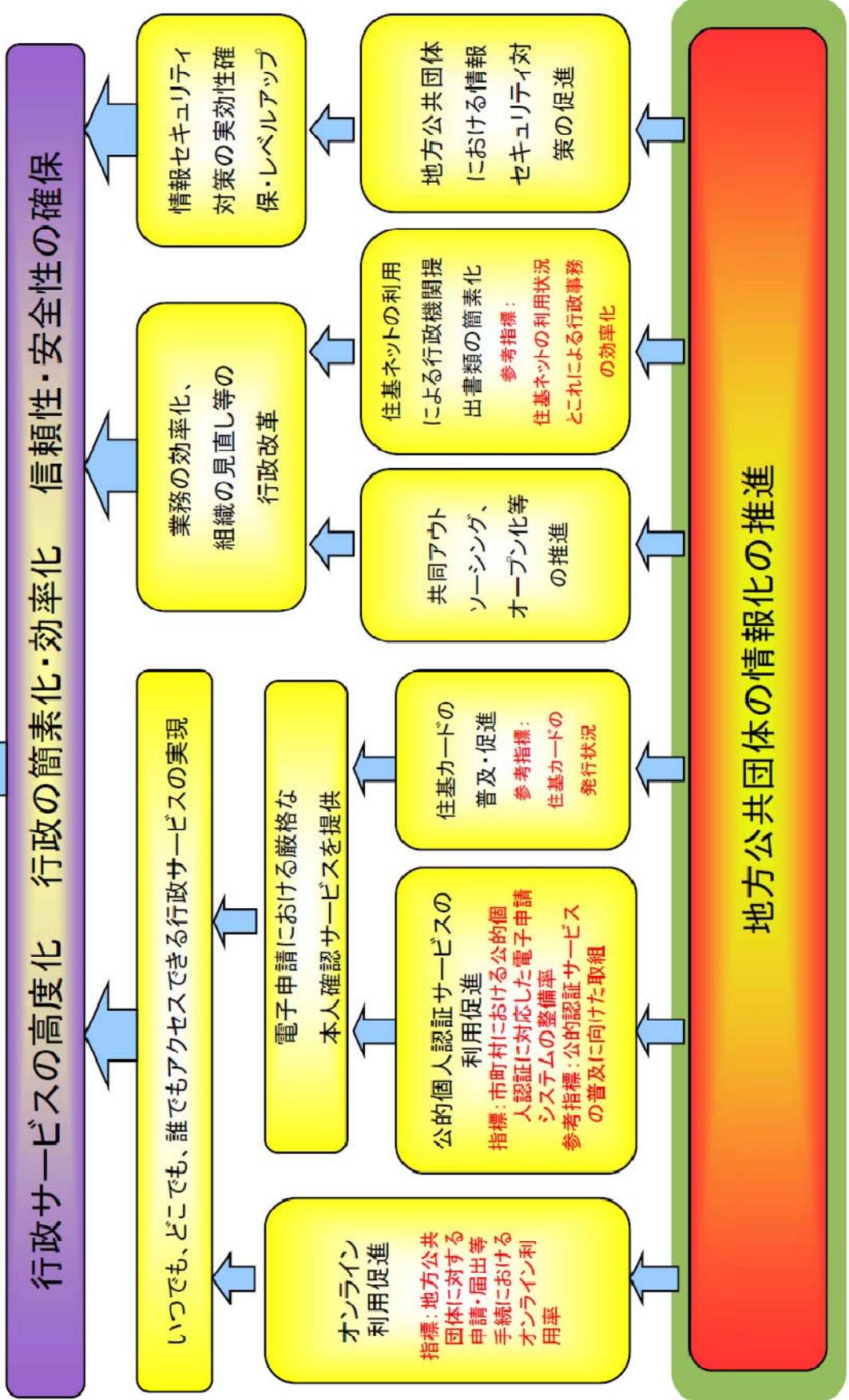


# 政策9 電子自治体の推進

## 基本目標

自治体行政の効率化・住民サービスの向上

電子自治体の推進による便利で効率的な行政の構築により、自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図る。



## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：情報通信政策局技術政策課、通信規格課

施策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	政策体系上の位置付け 情報通信（ICT 政策）政策 10
施策の概要	<p>厳しい財政状況の中、限られた研究開発予算を有効活用し、より多くの研究成果を産み出し、これら成果を実用化へ結びつけていくことが強く求められており、UNS 戦略プログラムに基づき、重点領域の研究開発及び競争的資金制度による研究開発を推進するとともに、当該研究開発成果の普及による国際競争力の確保を図るため、情報通信技術に関する標準化を積極的に推進する。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>（総合的評価）</b></p> <p>専門家による評価の結果、平成 19 年度に実施された全ての研究開発課題について「成果あり」との結果が得られており、目標（毎年度 80%以上）を達成している。なお、平成 19 年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により 161 件の研究開発事業が、総額約 110 億円の予算により実施され、論文数が 1,013 件（概数）、特許申請数が国内外を合わせ 280 件（概数）に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。</p> <p>また、「戦略的情報通信研究開発推進制度（国際技術獲得型研究開発）」などの実施によって、ITU、IETF 等への標準提案が 90 件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。</p> <p><b>（必要性）</b></p> <p>研究開発については、これまで民間が大きな役割を果たしてきたが、比較的リスクの高い基礎研究から製品開発に重点が移りつつあるなど、我が国の技術競争力は欧米に比べて全体的に低下傾向にある。このため、国際競争力の向上を図るべく、国が基盤的な技術の研究開発を推進することが必要である。</p> <p>また、これら研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組も必要である。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <p>平成 19 年度に実施された研究開発事業の成果は、『ユビキタスネットワーク（何でもどこでもネットワーク）技術の研究開発』など、「国際競争力の強化」等の目標達成に資するものであり、有効性が認められる。</p> <p>また、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。</p> <p><b>（効率性）</b></p> <p>平成 19 年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による外部評価を受け入れて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。</p> <p>また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認手続を活用して勧告</p>	

化を進めている。その際、各国から単独に国際標準化の提案をする場合に比べ、他国と連携（特に APT 共同提案）した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、次世代ネットワーク (NGN) など我が国にとって重要な検討課題について他国との連携を強化するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行った。

**(反映の方向性)**

- ・技術変化が激しい情報通信分野における新たな研究開発課題に対し、我が国の国際競争力を強化するとともに、ユビキタスネットワーク社会の実現に資するよう、積極的かつ柔軟に取り組む必要がある。本年6月に情報通信審議会から答申された研究開発戦略を踏まえ、研究開発課題の重点化を図るとともに、明確化された研究開発目標をもとに研究開発を効率的に推進する。
- ・我が国の国際競争力を強化するため、本年6月に情報通信審議会から答申されたICT研究開発・標準化戦略を踏まえて、日本からの国際標準提案の促進、標準化活動に携わる若手人材の育成などの支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組んでいく必要がある。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

指標名	目標値 (目標年度)	実績値			分析の視点
		17年度	18年度	19年度	
論文数	1 課題あたり 1 件以上 19年度 (単年度)	988 件 (166 課題)	998 件 (161 課題)	1,013 件 (概数) (161 課題)	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者にPRされているか。
専門家による評価において成果ありと評価される割合	90% 19年度 (単年度)	100%	99%	100%	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。
ITU、IETF等における標準提案の件数	20件 19年度 (単年度)	36件	64件	90件	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が行われているか。

関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会における 福田内閣 総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	これからの日本の成長を支える研究開発に重点的に予算を配分する
	第166回国会における 福田内閣 総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	革新的な技術、製品、サービスなどを生み出すイノベーションと、アジアなど世界の活力を我が国に取り入れるオープンな姿勢により、成長の実感を国民が肌で感じるができるよう、新成長戦略を力強く推し進めます。
	第164回国会における 福田内閣 総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります。

# 政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

## 基本目標

ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた  
情報通信技術の研究開発・標準化を推進する。

### ユビキタスネットワーク社会の実現

研究開発成果の普及や新たなICT製品・サービスの展開を通じた

・国際競争力の強化 ・安心・安全な社会の確保 ・知的活力の発現 ・地域の活性化

研究開発の推進による

- ① 将来の新たな市場の創出
- ② 情報通信技術のシーズ創出
- ③ 世界をリードする知的財産の創出

- ④ ブレークスルーの促進
- ⑤ 研究開発力の向上
- ⑥ 研究者のレベルアップ

国際標準化の推進による

- ① 新たなICT市場の創出・拡大
- ② 製品展開の優位性確保
- ③ 特許ロイヤリティ収益力の向上

重点領域の

研究開発の推進

指標: 論文数、専門家による  
評価において成果ありと  
評価される割合

競争的資金制度に  
よる研究開発の推進

指標: 論文数、専門家による評価に  
おいて成果ありと評価される割合

情報通信分野における  
標準化活動の強化

指標: ITU、IETF等における標準提案の件数

情報通信技術の  
研究開発の推進

(技術政策課)

情報通信技術の  
標準化の推進

(通信規格課)

## 平成20年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局課室名：総合通信基盤局電波利用料企画室

施策名	電波利用料財源電波監視等の実施	政策体系上の位置付け (情報通信 (ICT 政策)) 政策 1 4
施策の概要	<p>電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。</p> <p>また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。</li> <li>・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。</li> <li>・電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。</li> <li>・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。</li> <li>・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。</li> <li>・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。</li> <li>・電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。</li> <li>・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。</li> <li>・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。</li> <li>・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。</li> </ul> <p><b>(必要性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波利用共益事務は、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものであるため行政が実施し、その必要性は認められる。</li> </ul> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加していることから、有効性があると認められる。</li> <li>・新たな無線システムの導入状況は、電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。</li> <li>・重要無線通信妨害への対応状況は、これを排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。</li> </ul>	

- ・不法無線局、違法無線局への対応状況は、電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用環境の保護のための周知・啓発活動状況は、電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況は、申請者の利便性の向上を図り電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加しており、有効性があると認められる。
- ・電波資源拡大のための研究開発の実施状況は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。
- ・周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況は、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線システム普及支援事業実施状況は、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。

**(効率性)**

電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、事前に効率性についての検討を実施し、事業を実施しているものである。

**(反映の方向性)**

電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。

関係する	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）	平成18年3月31日	電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。

# 政策14 電波利用料財源電波監視等の実施

## 基本目標

### 電波の適正な利用の確保

電波の適正な利用の確保に関し、電波監視等無線局全体の受益を直接的な目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進する。

## 電波利用の適正化 電波の有効利用の促進 電波利用の拡大

### 混信・妨害の排除

不法無線局の  
探査・取締り  
参考指標: 不法・違法無線局への対応状況、重要無線通信妨害への対応状況、電波利用環境保護のための周知・啓発活動

### 電波監視業務の実施

電波監視施設の維持運用  
(監視管理室)

無線局申請処理の迅速化、効率化、周波数利用可能性の公表等による申請者の利便性向上

無線局に関するデータベース構築  
参考指標: 無線局数の推移

### 総合無線局監視システム構築・運用

(電波利用料企画室)

### 電波資源の拡大

周波数の効率利用、共同利用、未利用周波数帯の研究開発  
参考指標: 電波資源拡大のための研究開発の実施状況

### 電波資源拡大のための研究開発

(電波政策課)

### 電波の逼迫状況解消

参考指標: 新たな無線システムの導入状況

電波のより能率的な利用に資する技術基準の策定  
参考指標: 周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況

### 周波数逼迫対策技術試験事務

(電波政策課)

電波不感地帯での携帯電話用有線伝送路の整備  
参考指標: 無線システム普及支援事業の実施状況

### 無線システム普及支援業務

(移動通信課)

特定周波数変更による再利用可能周波数の創出

### 特定周波数変更対策業務

(電波政策課)

### 下位レベルの施策

## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：総合通信基盤局国際部国際政策課 他 6 課室

施策名	ICT 分野における国際戦略の推進	政策体系上の位置付け (情報通信 (ICT 政策)) 政策 15
施策の概要	<p>政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国 ICT に関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国 ICT 企業の海外展開支援を図る。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>(総合的評価)</b></p> <p>本政策について指標の達成状況を見ると、平成 19 年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現れていることが認められる。</p> <p>二国間・多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等について、国際的な互惠関係の構築に向けて成果が上がっており、引き続き取り組んでいく必要がある。また、我が国 ICT に関する戦略的情報発信等を実施するとともに、国際機関に対して標準化活動等で主導的な役割を果たすことにより、我が国 ICT 企業の海外展開支援の推進等について、我が国 ICT 産業の国際競争力ある産業への誘導が進んでいる。今後は、より一層の海外展開支援として施策を総合的に展開していく。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>二国間及び多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献は、政府間等の協議など行政が実施することが不可欠な分野であるとともに、ICT 分野における国際的な課題や気候変動等の社会的諸課題が存在しているため、引き続きの対応の必要がある。また、戦略的情報発信、国際機関に対する財政的・人的支援等を通じた ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進は我が国の成長力の強化に資するため、より一層推進していく必要がある。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <p>二国間・多国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換については、国際的な課題等の共有、貿易問題の深刻化の事前解決等が図られるとともに、今後の国内政策の企画・立案へのフィードバックが行われており、成果が上がっている。</p> <p>また、アジア諸国との間での ICT 分野での協力関係の推進、人材育成及び国際共同実験の実施状況も、期待される成果が上がっている。</p> <p>更に、ICT 国際競争力強化につながる、海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況についても、確実に成果が上がっているところであり、有効性が認められる。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <p>ICT 分野における国際的な課題については、国際機関において重要なポストに我が国からの候補を輩出し、イニシアティブを取ることで貢献を行うとともに、政策協議、国際会議への参画等の二国間及び多国間関係への対応、国際共同実験の実施等により、国際的な互惠関係の構築を効率的に図っている。また、国際競争力強化に向けた海外展開支援活動等の推進について、地上デジタル放送、モバイル、次世代 IP ネットワーク等の分野を定めて重点的に取組を行うとともに、官民合同でセミナー・シンポジウムを実施するなど国と民間との連携を図ることにより、</p>	

民間が個別に蓄積しているノウハウを活用しつつ、効率的な施策推進を図っている。

**(反映の方向性)**

二国間・多国間での協議等については課題解決及び情報共有が図られている。引き続き気候変動へのICT分野の貢献等の国際的な課題に対応していく。アジア各国等への協力については協力関係の構築及び人材育成の成果が上がっており、今後も着実に推進していく。我が国ICT産業の一層の海外展開支援のため、戦略的情報発信を拡充することとする。高度ICT共同実験については一定の成果が得られたため実施体制の見直しを行う。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

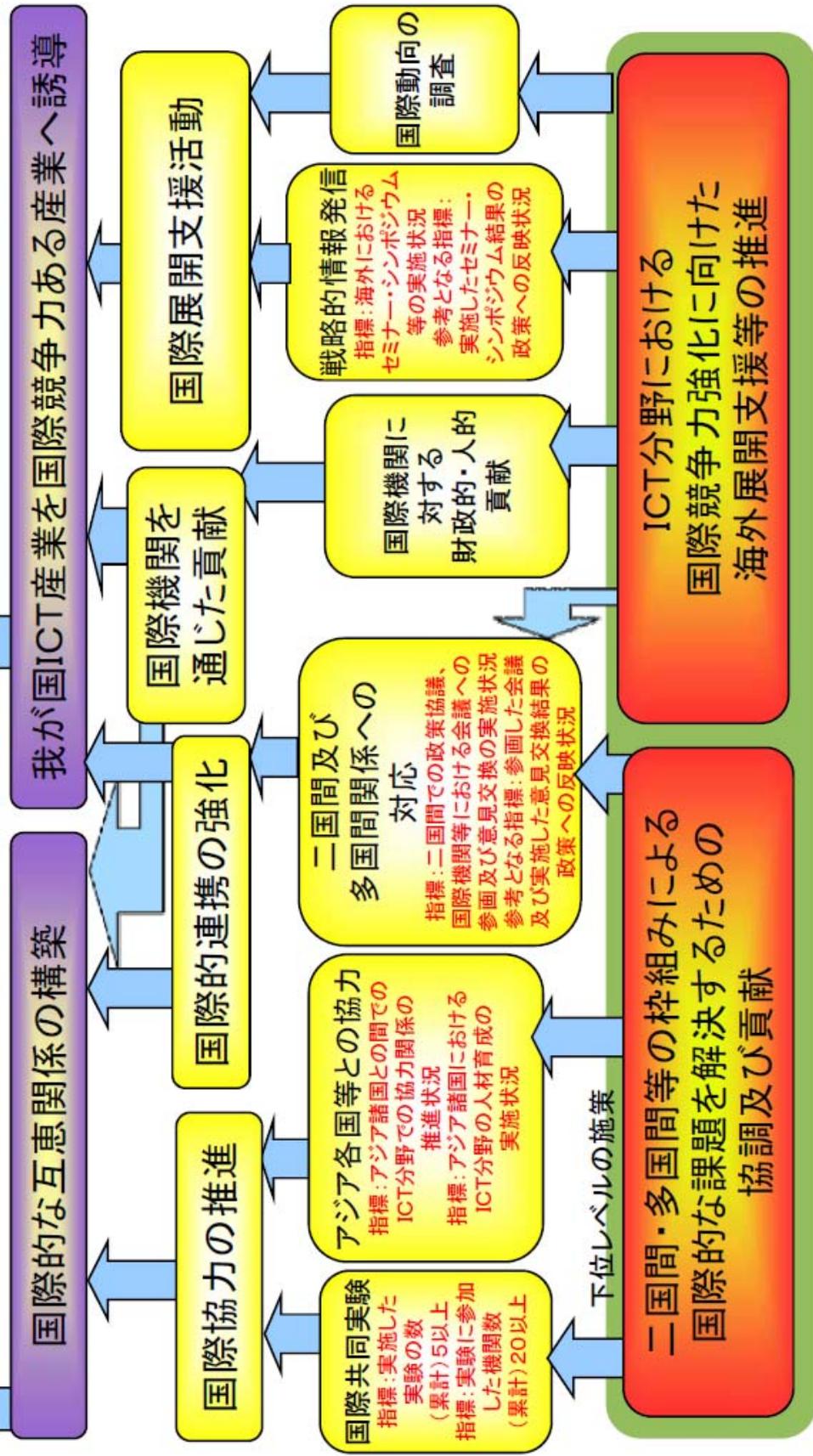
指標等	目標値	目標年度	17年度	18年度	19年度
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	19年度 (単年度)	・世界情報社会サミット(WISIS)に参加 ・APEC第6回電気通信・情報担当大臣会合に参加 ・ASEAN+3電気通信及びIT担当大臣会合に出席等	・ITU全権委員会に出席 ・ASEM ICT閣僚会合に出席、 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加 ・日仏ICTシンポジウムを開催等	・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・次世代移動通信システムについて研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席及びEU、英、豪、加等との政策協議の実施 ・米・EUとの経済協議の実施 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加等
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度	累計9カ国	累計12カ国	累計13カ国
アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	3000人	20年度	766人	594人	653人 (累計3,647人)
海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	19年度 (単年度)	—	—	・地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施
国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	—	—	・遠隔教育システム(2実験)、超高精細医療画像の伝送技術(2実験)及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加

関係する	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
施政方針演説等内閣の重要なもの	ICT新改革戦略	平成18年1月19日	II 3. 課題解決モデルにおける日本のプレゼンスの向上
	重点計画-2006	平成18年7月26日	3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献
	ICT新改革戦略 政策パッケージ	平成19年4月5日	3. (1) イ(ウ) ICT産業の国際競争力強化等
	重点計画-2007	平成19年7月26日	II 1. 3 ICT産業の国際競争力強化等 III 3. 1 国際競争社会における日本のプレゼンス向上 III 3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献

基本目標 二国間・多国間の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。

政策15 ICT分野における国際戦略の推進

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献



(国際協力課) (多国間経済室) (通信規格課) (国際政策課) (事業政策課)  
 (国際政策課) (国際経済課) (国際機関室)

## 平成20年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局課室名：郵政行政局企画課他 5課室

施策名	郵政行政の推進	政策体系上の位置付け (郵政行政) 政策16
施策の概要	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可等を行うとともに、日本郵政公社（承継会社等）の行政指導、業績評価等を行い、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保した。</p> <p>信書便事業への新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を実施した。また郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を行った。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化の確保のため、UPU（万国郵便連合）等の議論に我が国の政策を反映させるよう努めた。そのために人的貢献や財政的貢献も行った。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <p>日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成した。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様化の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、人的・財政的にも貢献した。</p> <p>平成19年度において、信書便事業者は合計253者となるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められている。これらのことから、基本目標である、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じたサービスの一層の多様化等の実現に向けた取組が行われている。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>総務省では、郵政民営化の確実かつ円滑な実施のため、日本郵政公社及び承継会社等に対する報告徴求及び行政指導等の監督などの措置が必要である。また、国際郵便については、UPU（万国郵便連合）やAPPU（アジア太平洋郵便連合）等の国際会議に出席し、国際協調を図りながら、国際郵便の取扱いに関する取決め等へ我が国の政策を反映させる必要がある。さらに、信書便分野においては、競争を促進しサービスの多様化等を図ることにより利用者の選択の機会を拡大するため、信書便事業に関する周知・広報活動及び制度の見直しは行政が実施すべきであり、必要性が認められる。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて郵政事業の適正かつ確実な実施を促したといえるので有効性が認められる。</li> <li>・国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様化の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推</li> </ul>	

進する目的で、人的・財政的にも貢献しており、有効性が認められる。  
 ・信書便事業への参入は着実に進展。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められており、一定の有効性が認められる。

**(反映の方向性)**

日本郵政グループ各社等において、コンプライアンスの問題が大きな課題となっており、報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。

UPU大会議の結果を踏まえ、引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上等に資するよう取り組む必要がある。

引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずるなど、本政策の実効性を高める必要がある。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

主な指標	17年度	18年度	19年度
UPU活動への人的貢献(職員の派遣)	1名	1名	1名
UPU活動への財政的貢献(分担金)	175百万円 (1,968千スイフラン)	173百万円 (1,968千スイフラン)	191百万円 (2,031千スイフラン)

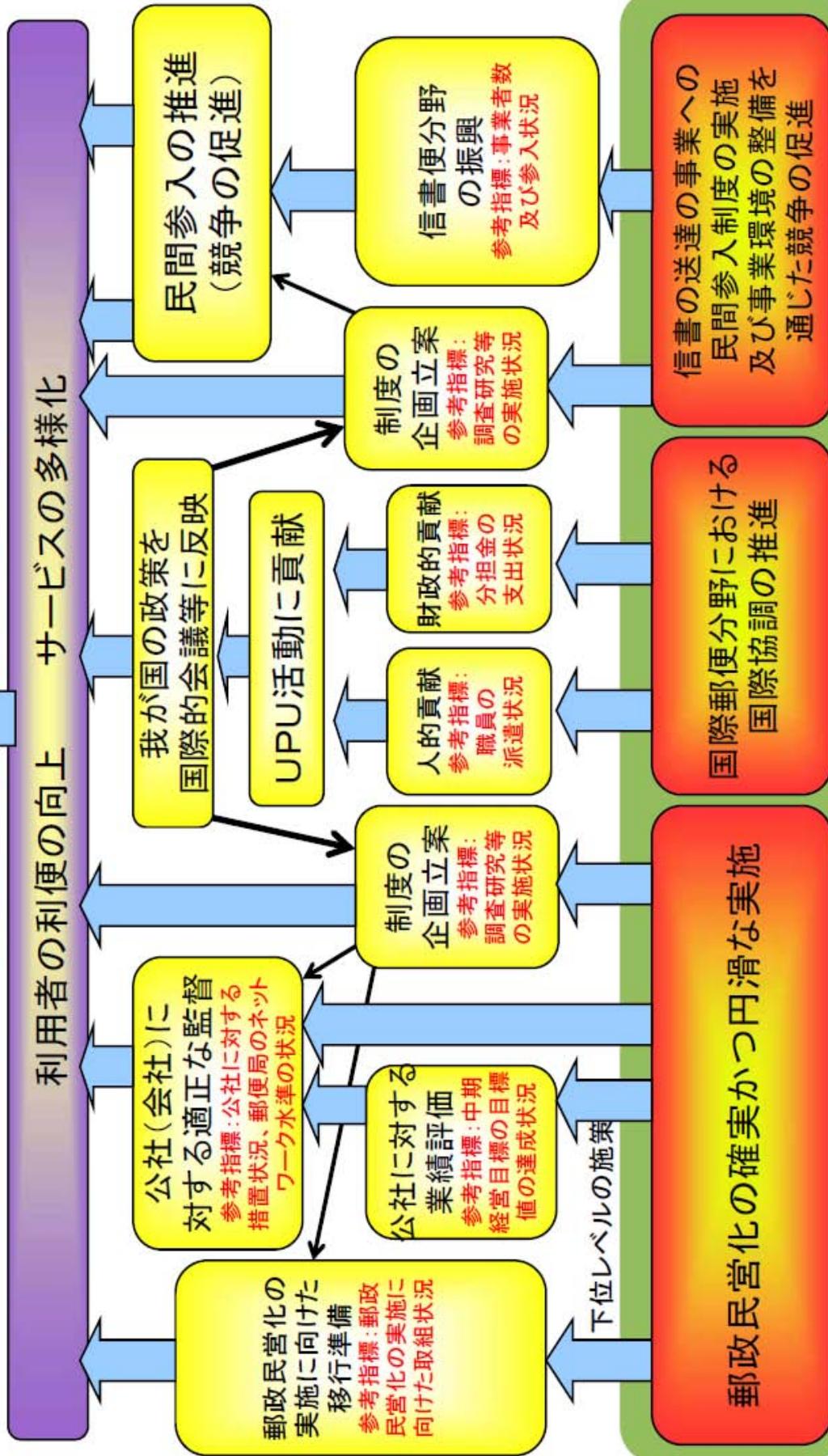
主な指標	17年度	18年度	19年度	主な指標	17年度	18年度	19年度	
信書便事業者数	159	213	253	信書便事業者	48	57	42	
1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)	132	176	206	の参入状況	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)	44	45	31
2号役務(3時間以内の送達の役務)	63	77	96	2号役務(3時間以内の送達の役務)	14	17	19	
3号役務(1,000円超の料金の役務)	73	101	124	3号役務(1,000円超の料金の役務)	23	29	22	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第168回国会における福田内閣総理大臣の所信についての演説	平成19年10月1日	利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。
	第168回国会(臨時会)総務委員会における総務大臣所信表明	平成19年10月18日	信書便事業については、郵便のユニバーサルサービスに支障がないことを前提としつつ、諸外国の動向も踏まえ、競争の促進に努めてまいります。
	第169回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆議院) 平成20年2月19日 (参議院) 平成20年3月25日	今後とも、各承継会社において、過疎地を含む郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持、コンプライアンスの徹底、経営の健全性の確保が確実になされ、国民の皆様にご満足いただける民営化となるよう努めてまいります。 また、本年7月開催予定の第24回万国郵便大会議においては、世界郵便戦略の策定や条約改正が予定されておりますが、これに積極的に貢献してまいります。

# 政策16 郵政行政の推進

基本目標：郵政民営化における確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの多様化等の実現を目指す。また、郵政分野における国際競争力強化の観点から、多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規制・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進する。

## 郵政行政の推進



(企画課、郵便課、国際企画室、貯金保険課、検査監理官)

(国際企画室)

(信書便事業課)

## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：消防庁総務課 他12課室

施策名	消防防災体制の充実強化	政策体系上の位置付け (国民生活と安心・安全) 政策 20
施策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な施策を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>[総合的な評価]</b></p> <p>本施策について、指標の達成状況をみると、平成 19 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて着実に取組が進行していることがわかり、施策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。</p> <p>「緊急消防援助隊の隊数」や「救急救命士の配置された救急隊の割合」、「救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合」など、国と都道府県、消防本部の連携による取組に係る指標については目標達成に向けた進捗率が高く、政策を推進することで消防防災組織体制が着実に強化されていることがわかる。</p> <p>国民（事業者も含む）と行政の連携による取組については、「特定違反対象物数の改善」など目標達成している指標もあるが、「消防団員数」や「危険物施設における事故件数」など目標の達成に至らなかった指標もある。</p> <p>大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会の構築には、国民と行政の連携が重要である。そのため、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための取組を一層強化していく必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>近年、地震、集中豪雨等の自然災害や火災、事故等により、各地で大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示している。また、テロや武力攻撃等による災害の発生も危惧されているところである。</p> <p>こうした災害などに揺るがない社会の構築のためには、行政と国民が一体となった、消防防災・危機管理体制を強化することが必要である。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 20 年度末の登録部隊数の目標、4,000 隊に向け、平成 20 年 4 月 1 日現在で 3,960 隊（対前年比 209 隊増）と順調に進捗していることから、施策の有効性が認められる。</li> <li>・救急搬送時に質の高い救急救命処置が行えるよう救急隊への救急救命士の配置を推進しているところである。平成 19 年 4 月現在で救急救命士が配置された救急隊の割合は 86.3%（対前年比 3.9% 増）となっており、平成 23 年度に目標としている 90%に向けて着実に進行していることから施策の有効性が認められる。</li> <li>・都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数は平成 19 年度で 72 件（対前年度比 37 件増）とであり、有事の際に迅速に国民保護措置ができる体制が着実に整備されていることから、施策の有効性が認められる。</li> <li>・特定違反対象物（床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）は火災発生時における人命の危険性が大きいことから、違反是正の指導をしてきたところであるが、平成 19 年度当初で 168 件と前年同期より 14 件減少したことから、施策の有効性が認められる。</li> <li>・地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 19 年 4 月現在で 892,893 人と前年同期より 7,114 人の減少となっている。これは、新任団員（6 万人程度）を上回る団員が退職したことによるものである。退職団員数をカバーするには至っていないが、前年度と比べ減少幅が小さくなっていることから、消防団員確保の取組に有効性が認められる。</li> <li>・ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・漏えい事故の件数は、平成 19 年には 603 件と前年比で 5 件増加した。こうした中、平成 20 年 5 月 28 日に消防法を改正し、市町村長等が危険物流出等の事故原因調査を実施できるようにするなど、危険物事故の減</li> </ul>	

少につながる有効な施策を打ち出したところである。

**(効率性)**

消防防災・危機管理に係る施策においては、実際に災害発生時の対応を効率的に行う必要がある。例えば、大地震等の大規模災害が発生した際の効率的な情報伝達のため、市町村防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を着実に推進している。また、増大する救急需要対策として、消防機関が認定する民間患者等搬送事業者を活用したり、地域の実情に応じた119番通報受信時の救急現場における緊急度・重症度の選別（トリアージ）の導入を促進するなど、業務の効率化を推進している。

**[今後の課題、取組の方向性]**

社会情勢に応じ、消防防災・危機管理に係る制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施してきたところである。

近年の政策的な主な課題としては、まず、消防法等の制度改正を行った事案に対する制度の定着が挙げられる。大規模・高層の防火対象物の管理者に、消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けた平成19年度の消防法の改正や、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付けた平成16年度の消防法の改正などで制定した制度等を、いかに定着させていくかが課題である。

また、大規模災害やテロ・武力攻撃等に対する、組織体制の強化が課題としてあげられる。緊急消防援助隊の拡充や消防の広域化の推進、消防団員数の増加、救急需要への対応など、国・地方を通じた組織体制の拡充が課題となっている。

さらに、国民への消防防災・危機管理に対する認識と理解を向上させるための普及・啓発活動も重要な課題となっている。

これらの課題に対し、消防庁では引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る施策を推進していく。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【緊急消防援助隊の隊数】**

	18.4	19.4	20.4
隊数	3,397	3,751	3,960

(目標：概ね4,000隊(20年度))

**【救急救命士の設置された救急隊の割合】**

	17.4	18.4	19.4
割合(%)	78.2	82.4	86.3

(目標：全救急隊の90%(23年度))

**【都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数】**

	17年度	18年度	19年度
訓練実施件数	9	35	72

(目標：実施件数の向上(対前年度比))

**【特定違反対象物数の改善】**

	18年度当初	19年度当初
特定違反対象物数	182	168

(目標：特定違反対象物数の減少(対前年度比))

**【消防団員数】(人)**

	17.4	18.4	19.4
消防団員数	908,043	900,007	892,893

(目標：消防団員数の増加(対前年度比))

**【危険物施設における事故件数】(件)**

	18年	19年
件数	598	603

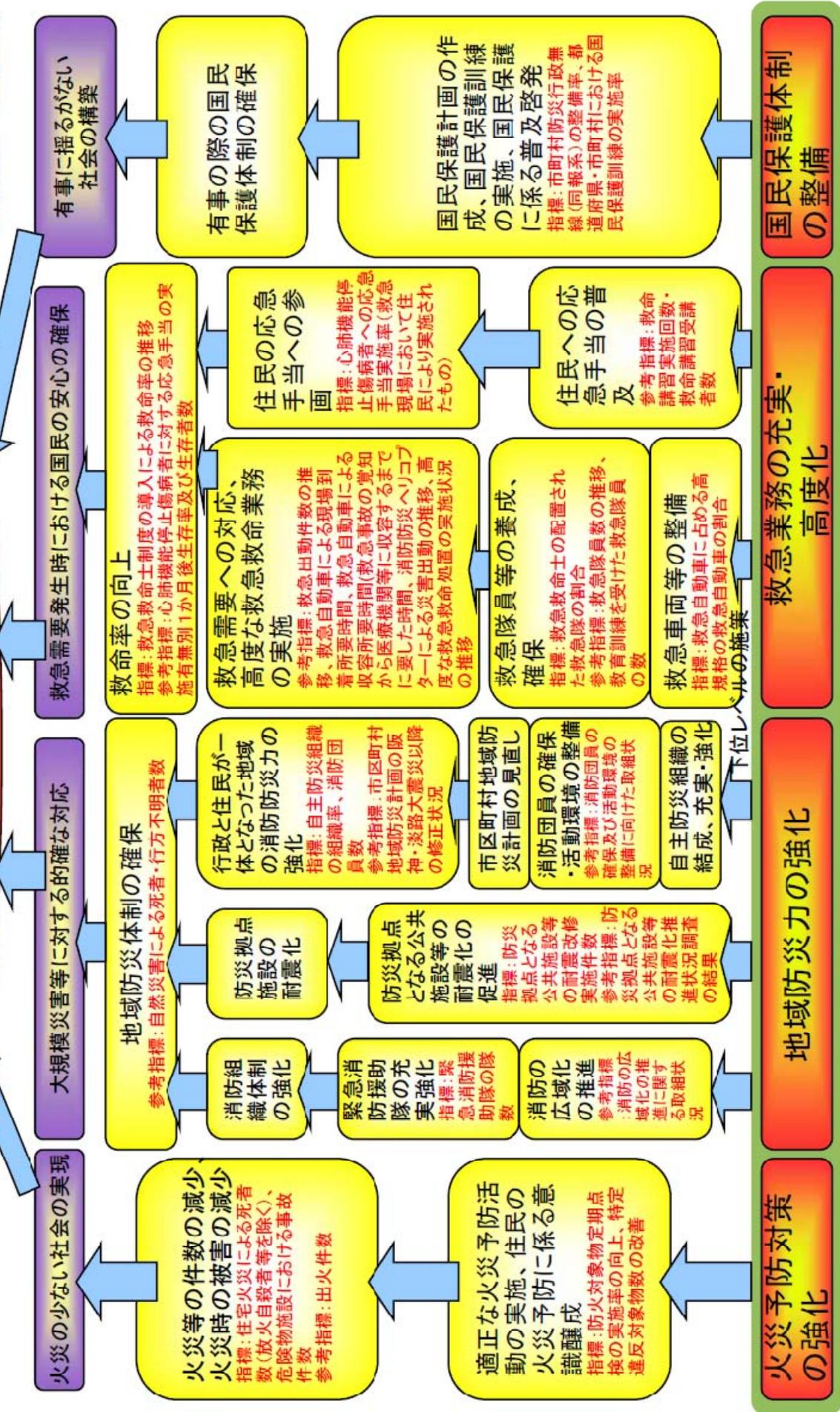
(目標：事故件数の低減(対前年度比))

関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策(主 なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の 基本方針2007 (閣議決定)	平成19年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G8北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。(一部略)</li> <li>・有事に備えた国民保護施策を推進する。(一部略)</li> <li>・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。(一部略)</li> <li>・災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。(一部略)</li> </ul>

# 政策20 消防防災体制の充実強化

基本目標 消防組織の体制強化や大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持・向上させる。

## 国民の安心・安全の確保



(予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室)

(防災課、消防・救急課、応急対策室、参事官、消防技術政策室)

(救急企画室、応急対策室)

(国民保護室、国民保護運用室、防災情報室)